

京都市告示第 25 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 5 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野山経 31号線	山科区西野山桜ノ馬場町152番地の1 地先から	旧	メートル 97.40	メートル 2.80 ~ 4.00
	同町156番地の1地先まで	新	98.80	4.01 ~ 6.80
山科西野山緯 29号線	山科区西野山桜ノ馬場町136番地地先 から	旧	93.30	4.20 ~ 6.00
	同町152番地の1地先まで	新	97.80	6.00 ~ 6.10

(建設局土木管理部道路明示課)